

# 第35回 中央近代化基金 補完融資 推薦申込み公募要綱

1 公募推薦総枠 ~~120億円~~ **99億円**  
内訳(1)一般・物流効率化促進 ~~100億円~~  
(2)中小企業高度化資金貸付対象事業 ~~20億円~~

2 公募期間 ~~平成23年6月15日から平成23年7月29日まで~~  
**平成23年9月16日(金)～平成23年11月25日(金)**

3 申込み先 各都道府県トラック協会(以下「地方協会」という)  
所定の申込書により公募期間満了までに、各地方協会へ申込むこと。

4 推薦対象者 地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者およびその共同体(以下「事業者」という)であって、商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)の取引資格があるもの(予定を含む)。

5 推薦対象事業

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
  - ・近代化・合理化のための事務機器(コンピューター・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金を含む。
  - ・設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
- ② 福利厚生施設の整備に要する資金
- ③ 荷役機械購入に要する資金
- ④物流効率化に直結する新規施設の場合は、同施設に付帯する事務機器等の購入資金を含む。
- ⑤車両購入及び改造は除く。

(注1) 推薦融資の対象となるのは、平成23年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。  
ただし、2か年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、平成24年度までの資金も推薦対象とする。

(注2) 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。  
ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成23年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済および当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。

(注3) 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる。

6 推薦融資の条件

- ① 融資限度  
《一般・物流効率化促進》  
事業規模が1億円以上50億円以内の大規模プロジェクト  
平成23年度以降の投資額の30%(投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円)  
ただし、未払金額以内  
《中小企業高度化資金貸付対象事業》  
中小企業高度化事業に要する資金の15%
- ② 融資利率  
取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による。
- ③ 償還期間  
10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内)  
ただし、主設備と同時に付帯設備投資(事務機器・荷役機械等)をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。
- ④ 据置期間  
償還期間のうち6ヶ月以内(初回元金償還日が貸出日から6ヶ月以内)
- ⑤ 償還方法

月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。  
ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。

⑥ 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

⑦ 再融資の制限

- ・個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る。
- ・高度化事業に係る融資については、再融資の制限をしない。

## 7 利 子 補 給

① 利子補給率 年 0.8% (共同体・個別企業体)

(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、この融資を借受けた事業者に対し、その利子負担を軽減するため上記の利子補給を行う。

② 利子補給限度額

1事業者に対する利子補給は、総額で2千万円を限度とする。

## 8 設 備 完 成 報 告

設備完成(購入)後、速やかに、設備完成報告(様式7号の1)を提出のこと。  
報告が無い場合には、利子補給を行えない。

《報告時添付書類》

- ①不動産売買契約書(写)②工事請負契約書(写)③不動産登記簿謄本(写)
- ④写真⑤投資額全額の領収証(振込受付書)(写)⑥つなぎ融資がある場合その確認書類(つなぎ融資の融資計算書および返済計算書)

## 9 取 扱 金 融 機 関

①商工中金本支店

②商工中金の代理店である銀行、信用金庫もしくは信用組合の本支店。なお、代理店の詳細は、地方協会において確認のこと。

平成23年12月2日(金)

## 10 地方協会から全ト協 あて 推薦 期 限

~~平成23年8月5日~~ (全ト協必着日)

中央近代化基金融資推薦書(様式8号)・推薦一覧表(様式16号の1)にて全ト協あて推薦

平成23年12月9日(金)

## 11 推 薦 適 否 決 定 通 知

~~平成23年8月19日~~ (通知予定日)

## 12 推 薦 通 知 書 の 有 効 期 限

推薦通知書の有効期限は、下記の通り各々の推薦通知書に記載する。

平成24年3月末日

ただし、2ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については以下の通り。

平成25年3月末日

(注)融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込む場合には、地方協会を通じて有効期間の延長を申し出ること。

## 13 留 意 事 項

・推薦通知は、融資の決定とは異なる。

推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定される。

・推薦決定後、事業計画の変更(投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は、所定の手続き(様式17号・19号・18号)が必要となるので、地方協会宛申し出ること。所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給が行えない。

・企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる。

・この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。